
プロジェクト	IASB 公開草案「金融商品の分類及び測定 of 修正 (IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案)」に対するコメントの検討
項目	第 503 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 503 回企業会計基準委員会 (2023 年 6 月 13 日開催) において、IASB 公開草案「金融商品の分類及び測定 of 修正 (IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案)」 (以下「本公開草案」という。) に対するコメントの検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

(全般的なコメント)

2. 事務局のコメント・レター文案は全体として違和感はない。カバー・レターについて、重要な問題であるリサイクリングの問題を指摘した上で、国際会計基準審議会 (IASB) が ESG 連動要素に適時に対処しようとしている点を評価するという流れも良いと考える。

(金融資産の分類—基本的な融資の取決めと整合的である契約条件：質問 2 に関する意見)

3. 本公開草案における IFRS 第 9 号「金融商品」 (以下「IFRS 第 9 号」という。) B4. 1. 8A 項の利息の評価と、IFRS 第 9 号 B4. 1. 10A 項における偶発的事象の発生 (又は不発生) は債務者に固有のものであることに関する要求事項それぞれの記載は適切と考えているとコメントしているが、後段に当該要求事項について想定外の影響が発生することを懸念するとの記載があるため、記載間の繋がりを明確にする観点から適切と考えているのは ESG 連動要素を含む金融資産についてである旨を追記した方が良いのではないかと考える。
4. 債務者に固有の条件によるキャッシュ・フローの変動が利益マージンの範囲内であれば当該キャッシュ・フローは利息の要素を満たすという主張に関する記載は、ESG 連動要素を含む金融資産を償却原価に分類することについて制限的であるべきとの趣旨と受け取られる可能性があるため、ESG 連動要素を含んでいたとしても償却原価で測定することが適切な場合があるという全体的なトーンとの繋がりの観点から記載を見直すことが考えられる。

**(開示－契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件：
質問6に関する意見)**

5. IFRS 第7号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第7号」という。）第20B項(b)の契約条件から生じる可能性のある契約上のキャッシュ・フローの変更の範囲に関する定量的情報に関する「偶発的事象の発生 of 蓋然性が不明な状況においてどこまで有用か疑問がある。」との記載について、蓋然性が低い状況において当該情報の開示を求めることは有用ではないという趣旨であると理解しているため、蓋然性の程度に応じて開示目的に照らして定量的情報の開示を検討すべきとの記載にした方が良いと考える。
6. 「企業の判断によって本公開草案で提案された IFRS 第7号第20B項(a)の当該偶発的事象の性質に関する定性的記述に含めて必要に応じて定量的な側面を説明することを提案する。」との記載について、財務諸表利用者が定性的記述を理解する上で有用な場合には文脈に応じて定量的な側面を記載するという趣旨を明確にするため、「必要に応じて」の記載を「文脈に応じて」にした方が良いと考える。

以 上